官庁会計と公営企業会計の主な違い

	官庁会計	公営企業会計
会計処理の考え方	現金主義	発生主義
	・現金の収入及び支出の事実に基づいて経理記帳	・現金の収入及び支出の有無にかかわらず、経済活
	・例えば、当年度の現金支出がそのまま当年度の費	動の発生という事実に基づきその発生の都度記録、
	用となり、正しい期間損益計算が不可能	整理
		・例えば、減価償却費や引当金など現金を伴わない
		ものも毎事業年度に計上することで、適切な期間損
		益計算が可能
	単式簿記	複式簿記
	・貨幣・財貨等の変動の一面のみを記録	・ある経済価値の増加と、他の経済価値の減少という
		二つの側面に注目し、変動を記録
		・資産・負債・資本の三面からストックを示し、収益・
		費用の二面からフローを示す
財務諸表		地方公営企業法に基づき作成
	_	・作成基準が法に基づくものであり、他団体との比較
		が可能
予算、	官庁会計方式により特別会計で管理	企業会計方式により管理
	・歳入、歳出区分のみでの予算・決算管理	・収益的収支(3条)、資本的収支(4条)に
決算管理	・出納整理期間あり	区分して予算・決算管理
		・出納整理期間なし
理		・地方公営企業法に基づく予算、決算書類が必要
資産管理		資産の分類
		・地方公営企業法に基づいて資産を分類
	_	・設備機器は小分類で管理
生		(登録資産数は 50,000 点以上)